

医療倫理小委員会で承認された治療法

当院の医療倫理小委員会にて、下記の医療が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることは一切ございません。

この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

実施内容	リボトリール錠を口腔内灼熱症候群・舌痛症に使用
対象者	口腔内灼熱症候群・舌痛症と診断された患者
承認日	2024年3月6日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>口腔内灼熱症候群は「口腔内の焼けるような、あるいは異常な感覚が1日2時間以上かつ3カ月以上続き、臨床的に明らかな病変がみつからないもの」と定義されます。口腔内灼熱症候群のうち症状が舌に限定されるものが舌痛症とされます。リボトリール錠は抗てんかん薬の一つで、てんかん発作の際に使用される薬ですが、口腔内灼熱症候群に対して経験的に使用されてきた経緯があり、一定の効果が認められております。各種ガイドラインにおいても、口腔内灼熱症候群に対するリボトリール錠の使用が推奨されており、当院では各科外来において、口腔内灼熱症候群に対するリボトリール錠の使用を認めております。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>眠気やふらつきなどの副作用が現れることがあります。その場合にはまず用量の調節を行います。それでも、その副作用のために生活が困難になる場合や効果が乏しい場合には使用を中止し、他の薬剤をご提案することがあります。</p>
お問い合わせ先	順天堂大学医学部附属順天堂医院 薬剤部 医薬品情報室 大代表 03-3813-3111